

参考答案 (意匠)

問題 I 設問(1)について

1. 3条について

Cの際に、Aに係るイは公開されていない。

よって、Aとの関係において、3条1項各号・2項の拒絶理由(17条1号)は想定されない。

2. 3条の2について

①イに係るAの後に、ハに係るCがされているが、同日にされたか否かは不明である(3条の2)。②Cの後にイが登録されたので、公報(20条3項)が発行されると考えられる(3条の2)。③イとハは、物品が展望タワーであり、用途・機能が同一である。また、ハはイの部分と形状等が類似する(同条)。④出願人は、Aが甲で、Cが乙であり、同一ではない(同条但書)。

よって、CがAの後日にされた場合は、3条の2の拒絶理由(17条1号)が想定される。

3. 9条について

①イに係るAの後に、ハに係るCがされているが、同日にされたか否かは不明である(9条1項・2項)。②イとハは、類似している。③イは登録されており、先願の地位が確定している(同条3項本文)。

よって、CがAの後日にされた場合は、9条1項の拒絶理由(17条1号)が想定される。また、CとAが同日にされた場合は、協議ができないので、9条2項の拒絶理由(17条1号)が想定される。

20

問題 I 設問(2)について

1. 想定される拒絶理由について

甲のPの公開により、Bの出願前にイが公知に至っている(3条1項1号)。

しかし、イは、建築物の意匠であるのに対し、ロは置物の意匠であり、用途・機能が非類似であるため、物品等が非類似であり、イとロは非類似である。

したがって、Pの公開による、3条1項各号の拒絶理由は想定されない。

一方、ロは、Pの形状を模した置物であるため、物品等の枠を超えた構成の利用・転用にすぎず、Bの出願前に公然知られたイに基づいて、当業者が容易に創作できたものとして、3条2項の拒絶理由(17条1号)が想定される。

2. 留意すべき事項について

甲は、Bの際に、新規性喪失の例外の規定の適用を受けることに留意すべきである(4条2項)。これにより、イが3条1項各号に該当するに至らなかったものとみなされ(4条2項)、3条2項の拒絶理由を解消できるからである。

甲は、自らイを創作しているため、意匠登録を受ける権利を有し(3条1項柱書)、その甲の行為であるPの公開に起因して、イが3条1項1号に該当するに至っている。

そのため、甲は、BをPの公開日から1年以内に出願し(4条2項)、出願と同時に4条2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を、出願日から原則30日以内に証明書を提出することに留意すべきである(4条3項)。

これにより、甲は、ロについて意匠登録を受けることができる。

40

参考答案（意匠）

問題Ⅱ設問(1)について

1. 拒絶審決に対する審決取消訴訟は、共有者が全員で提起することを要するいわゆる固有の共同訴訟と解される。当該審決の違法性の有無の判断は共有者全員の有する一個の権利の成否を決めるものであって、当該審決を取り消すか否かは共有者全員につき合一に確定する必要があるからである。
2. よって、甲は、単独で拒絶審決取消訴訟を提起することができない。

問題Ⅱ設問(2)について

1. 差止請求（37条1項）の前提となる意匠権の侵害とは、権原なき第三者が業として登録意匠若しくはこれに類似する意匠の実施をすること等をいう（23条等）。
本問では、権原を有しない丙は、甲及び乙の登録意匠に類似する万年筆を、業としての実施である製造販売をしているため、（2条2項1号）、丙の当該行為は甲及び乙の意匠権を侵害している（23条）。
2. ここで、共有に係る特許権の各共有者は、共有物全体に及ぶ支配権原を有している。したがって、自己の持分権に基づいて、保存行為として単独で差止請求できると解される。
3. よって、甲は、丙に対し、単独で、本件意匠権に基づく差止請求権を行使することができる（37条1項）。

問題Ⅱ設問(3)について

- 60
1. 丁は、本件意匠権の登録意匠に係る甲製品を、業として販売している。したがって、丁の行為は形式的に本件意匠権の侵害を構成する（2条2項1号、23条）。
 2. しかし、丁の販売する甲製品は、甲が販売した甲製品を購入した者から購入したものであるため、本件意匠権はその目的を達したものであるとして消滅し、効力は及ばない。
 3. よって、丁の行為は、本件意匠権の侵害とならない。

問題Ⅱ設問(4)について

1. 戊は、本件登録意匠に係る甲製品のリサイクル品戊製品を、業として販売している。したがって、戊の行為は形式的に本件意匠権の侵害を構成する（2条2項1号、23条）。
2. ここで、意匠権者が我が国において譲渡した意匠製品につき加工や部材の交換がされ、それにより当該意匠製品と同一性を欠く意匠製品が新たに製造されたものと認められるときは、意匠権者は、その意匠製品について意匠権を行使することが許されるものと解する。
本問において、甲製品は、使い切りの万年筆であり、インクの再充填を行うことが想定されていない。戊は、回収した製品に穴を開け、インクを再充填し穴を塞いでいる。甲製品の属性及びインク再充填の態様を考慮すると、戊製品の販売行為は、同一性を欠く実施品を新たな製造し販売したものと認められる。
3. よって、戊製品の販売行為は、本件意匠権の侵害となる。